

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 14 日

国土技術政策総合研究所 企画部 施設課長 殿  
各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房技術調査課  
電気通信室課長補佐

「道路情報表示板及びCCTV支柱の市場価格等による積算方法」  
の試行について

標記について、道路情報表示板及びCCTV支柱の市場価格等による積算方法を、下記のとおり通知するので試行されたい。

なお、平成 30 年 3 月 29 日付事務連絡「「道路情報表示板及びCCTV支柱の市場価格等による積算方法」の試行について」は廃止する。

記

1. 試行内容

道路情報表示板及びCCTV支柱の市場価格等による積算方法  
※詳細は別紙のとおり

2. 試行開始時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告を行う案件

担当：国土交通省大臣官房技術調査課  
電気通信室電気通信基準係  
田島（80-22376）  
齊藤（80-22377）

## 道路情報表示板及びCCTV支柱の市場価格等による積算方法

1. 道路情報表示板支柱・CCTV支柱 鋼構造製作物市場価格  
道路情報表示板支柱及びCCTV支柱の「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」（平成9年3月31日建設省経電発第19号）第Ⅶ編第2章③鋼構造製作物4による。
2. 道路情報表示板支柱・CCTV支柱 建柱工  
道路情報表示板支柱及びCCTV支柱の建柱工は、「土木工事標準積算基準書Ⅵ編第2章市場単価⑫道路標識設置工」の「標識柱設置」を準用する。  
なお、CCTV支柱については、「標識柱（片持式）」を準用し、高さ補正はしない。
3. 道路情報表示板支柱・CCTV支柱 基礎設置工  
道路情報表示板支柱及びCCTV支柱の基礎設置工は、「土木工事標準積算基準書Ⅵ編第2章市場単価⑫道路標識設置工」の「標識柱設置」を準用する。